

板橋区雨水流出抑制施設設置指導要綱

(平成6年4月28日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区の総合的な治水対策の一環として、公共施設及び大規模民間施設における雨水流出抑制施設の設置の推進を図るために必要な事項を定め、降雨による水害の防止、軽減並びに都市環境の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 雨水流出抑制施設

雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させることにより、降雨時に集中的に大量の雨水が河川や下水道に流入することを防ぐことを目的とした施設をいう。

(2) 大規模民間施設

敷地面積が500㎡以上の民間施設（専用住宅を除く。以下同じ。）をいう。

(3) 貯留施設

緑地、駐車場、校庭、集合住宅の棟間の空間地、地下又は建築物の一部等に雨水を一時的に貯留し、降雨時に集中的に大量の雨水が河川や下水道に流入することを防ぐことを目的とした施設をいう。

(4) 浸透施設

雨水を地中に浸透させ、降雨時に集中的に大量の雨水が河川や下水道に流入することを防ぐことを目的として設置する浸透枥、浸透管、透水性舗装等の施設をいう。

(適用区域)

第3条 この要綱は、板橋区内の全域に適用する。

(対象施設)

第4条 区長は、次の各号に掲げる施設の新築又は増改築を行おうとする者（以下「施設設置者」という。）に雨水流出抑制施設を設置するよう指導するものとする。

(1) 板橋区が所管するすべての施設

(2) 東京都及びその他の地方公共団体が所管するすべての施設

(3) 国が所管するすべての施設

(4) 国、東京都及び区市町村が設立又は出資した団体が所管するすべての施設

(5) 大規模民間施設

2 区長は、大規模民間施設以外の民間施設についても可能な限り雨水流出抑制施設を設置するよう指導に努めるものとする。

(雨水流出抑制の内容)

第5条 雨水流出抑制は、対象施設の敷地内に貯留施設又は浸透施設を設けることによっ

て行う。

- 2 貯留施設及び浸透施設の技術基準は、「地下浸透による雨水処理方法に関する説明書（案）」（昭和 58 年新河岸川流域総合治水対策協議会発行）及び「東京都雨水貯留・浸透施設技術指針（案）」（平成 3 年東京都区部中小河川流域総合治水対策協議会発行）による。

（指導基準）

第 6 条 板橋区内における雨水流出抑制施設は、新河岸川流域においては新河岸川流域総合治水対策協議会で定められた対策量を、石神井川流域においては東京都総合治水対策協議会で定められた対策量を満足するものとする。

（計画書の提出）

第 7 条 区長は、施設設置者に対し、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他関係法令に定める申請を行う前に、雨水流出抑制施設の設置に関する計画書（別記第 1 号様式）の提出を求めるものとする。

（関係者との協議）

第 8 条 前条に規定する計画書の提出については、区長は、必要に応じて施設設置者に対し、雨水流出抑制施設の設置に関して下水道管理者、河川管理者及び道路管理者との協議を指導するものとする。

（完了報告書の提出）

第 9 条 区長は、設置者が雨水流出抑制施設の設置を完了したときは、完了報告書（別記第 2 号様式）の提出を求めることができる。

（確認）

第 10 条 区長は、前条の規定により完了報告書が提出されたときは、当該雨水流出抑制施設の設置について確認を行うことができる。

（維持管理）

第 11 条 施設設置者は、雨水流出抑制施設の効果が保全できるよう適切に維持管理するものとする。

（委任）

第 12 条 この要綱の施行について必要な事項は、別に都市整備部長が定める。

付 則

この要綱は、平成 6 年 5 月 1 日から施行する。